

は関税法の一般減免税の御質問だと
思つて、そのトータルを先ほど局長か
ら申し上げたのであります。先ほどの
数字はこのよう^に御了承願います。
坐つてお尋ねでござれば暫定減免

小麦とか重機械、こういうものの数字
が四百五十億でござります。きのうの
方は定率法の関係ではございません、
特例法の関係でございます。

○平林剛君 私ども今審議の対象にしておるのは合衆国軍隊の構成員等の用に供するため免税で輸入された物品並びにその免税額、こういうことをお尋ねしているので、一般的なものを全部含めてというのではなくて、この法律に関するものに限つてお尋ねしているわけでござります。もう一度先ほど大矢委員の質問の趣旨通りにお答えを願いたいと思います。

〔説明員（が沿木佐道第）〕 われど、さういふのはたしかトータルだけを特例法関係の減免税額のたしか二十七年度から申し上げたと思いますが、愈のために、それをもう一度申し上げますといふと、二十七年度で免稅總額が三百二十七億、二十八年度で二百五十四億、二十九年度で二百十六億、三十年度で百五十三億、三十一年度で百五十二億、三十二年でござりますが、四一十二月で九十九億ということでございまして、年率に直しますと大体また前年度、三十一年度並みぐらいになるかと思いますが、四一十二月で九十九億、こういうことでございます。これが昨日部長から申し上げましたトータルでございます。その内容はただいまわかつてある分け方は、軍隊等があるのは軍の公認の調達機関が輸入した物でござります。その内容はただいま

が輸入した物品、それから軍人、軍属等のために、あるいは軍人軍属の家族ですね、これらが引っ越し、または持ってきて免税となつたもの、それから軍人軍属あるいはこれらの家族が私有の……軍の用でない自己の用に供するために入れた自動車、あるいはその部分品、それから軍事郵便等で輸入した家庭用品というような、こういう分け方でならば、私のところで今わかつております。それでよろしければ……。

○大矢正君 今言われたことですが、それは日米行政協定との範囲のことは内容なんですか。今あなたが言われた二十七年度から三十二年度の四一十五二月の九十九億までの数字の内容は日米行政協定の中で特に税関輸入について規定をしている。その規定との部分に該当する部分がこれだけの分になりますという意味ですか。

○説明員(加治木俊道君) 行政協定そのものでございますね、行政協定では第十一條で全部カバーいたしております。十一條で全部課税免除の規定がござります。これは軍用及び軍人軍属用または公認の軍の調達機関あるいは軍人軍属用のためのP.X等の専門の販売機関、こういったものが第十一條で免稅されるという規定があります。これを受けてこの特例法で詳しく書いていきます。

○大矢正君 あなたが言われることを軍属に關係する一切のものを含んでいきますか。これは家族及び軍隊の構成員、こういうようなものも全部入れ

て、この第十一條に規定した一項から九項までの内容全部を網羅した金額が先ほどあなたが発表になつた三十一年度においては百五十二億という数字になるわけですか。

○説明員(加治木俊道君) 免除規定は第二項、第三項が軍隊または調達機関、第三項が軍人、軍属、これが免稅規定で、あとは免除のやり方等でござりますが、要するに私が今申し上げました数字は、全部を含んだ数字をわれわれの便宜のために先ほど申し上げましたような分け方で、一応分類して申し上げたわけであります。

○大矢正君 そうすると、先ほど四百五十二億という数字についておっしゃつたのはそれじゃこの分はどこに入つているのですか。

○説明員(加治木俊道君) 四百五十二億は全然これと……。大へん失礼いたしましたが、実は閏税定率法に基く減免税額と伺いましたので、本来の減免税額を申し上げましたので、この中に全然入つております。従つてこのほかにこれを足しますと約六百億くらいということになるわけであります。

○大矢正君 さうも意見として述べられていたことはおわかりのことと思いますが、現在のアメリカの駐留軍並びにその軍属あるいは家族という方々の数に比例をして、いわゆる免稅され入れられる物資の量があまりにも多いということは指摘された通りであります、ところでそういう事実の上に立つて国内の市場を調査をすれば、多分にそういった免稅をされた物資が流れているという事実もある程度はつかみ切ることができるとと思うのであります、ですが、ところでそういう情勢の中に

あつて、それをさせないようとするため、どういう措置を講じられようとしているのか、その点をお伺いしたいと思うのであります。かりに今度の法律改正で競渡をされたもの、譲り受けたものが課税の対象になるというようになつておりますが、これだけはとてうい免税で輸入された物品の流出を防ぐことはできないのじやないか、あるいはまたそれを捕捉することができないのじやないかという解釈が私どもとしては生れてくるのですが、その点についてははどうですか。

件の中ではあります、たゞいま申し述べたように、米軍自体、また政府部門でもできるだけは頼んでおる。それらの中で税関は実は少し法律的には、こういう席で申すのは何ですが、事柄があまりに不当な結果になつてはいかぬのですから、かなりにきつくり自動車あたりについての制制をやつておるわけです。しかしながらどうもあまりきついばかりのこともできないというので、今回お願いいたしておりますように、さつきの点から言うと、若干ゆるくなりますが、法律的な根拠をもつて、そしてできるだけのことをやる。別途通産省あるいは運輸省その他の関係の各省に、冒頭申しましたような意味で、この点の是正のために御協力願うという問題はなお残つておりますので、この辺は今後も努力を続けてまいりたいと思っておる次第でござります。

しなおきのうも部長から申し上げましたように、どうも現在推定される軍人、軍族との数に比べると、どうも多すぎますけれども、これで相当減ってきたわけです。それから具体的な犯則の場合は、これはお互に情報も、向うも積極的に提供するし、こちらも提供して、裁判管轄の問題になりますと、三十日くらいから三十五日であつちに移るという問題もございますけれども、お互いに協力する、これは行政協定ではつきりいたしておりますが、数量それ自身を抑える方は、こちらから軍当局に頼んで、軍側の自発的な協力によってここまで抑えてきつたある、こういう状況でございます。

○大矢正君 これは、たとえば翌年度なら翌年度あるいはその次の月なら次月という形で、事前に税関を通じて、これだけの品物を免税で輸入するというような、申請というか手続上の内容はないのか。

○説明員(加治木俊道君) 事前に計画を出さして、たとえばこれでは多過ぎるからということで抑えるという意味では、実はわれわれの、何といいますか、法律上の地位から言うとできないのでございます。現在やつておるのには、そのつど申請してくれれば、フリー・パスという制度になつておりますので、特別な様式にはなつておりますけれども、向うから申請が山てくれば、われわれとしては行政協定上認めざるを得ない。従つて、向うから山るものと申しますと、それが軍を事前に向う側の自発的協力によつて、向うで抑えていたたくといいますか、それ以外ないのでござります。かりに二、三ヶ月前に実はたとえば五月

にこれだけ入れるのだと言つてしましても、それじゃだめだからそれは一万トン減らせということは、実は権限としては言えないわけです。犯則等が多く相当減ってきたわけです。それから

いか、全体としても少し減らしていくか、全体としてもう少し減らしていくか、全体として許可されるを得ない仕組みになっているのかどうもこれは多過ぎるのじやないか。そういう点は免税で輸入することを認めた理由には書いてないのであります。どういう範囲のものであるといふべきで、やりましたよと言つて出でます以上は、われわれとしては許可せざるを得ない仕組みになっているのかどうもこれは多過ぎるのじやないか。そういう点は免税で輸入することを認めた理由には書いてないのであります。

○説明員(加治木俊道君) 報告といいますか、当然申告いたすわけであります。申告によつてそれぞれの手続をいたしておりました。手続まで無条件といふことではございません。ただし、手続きをとつてくれば免税ということがなつておるのです。

○大矢正君 これは毎年度のこととございますから、前年度の実績や前々年関係者とそれから米軍の関係者とが話し合うということは、今日の今の行政協定の中ではできないのですか、事前に話しておるのではありません。従いまして、われわれが先ほど申し上げましたのは、現実にいろいろ違反事例があるのですから、たとえば八項等において特權等の違法事例があるから違反を起さぬよううに軍人軍属用である限りは、今の建前では免除せざるを得ない、こういうことになつております。

○平林剛君 関連して、今事前に話しておるのではなくて、バルコムがローライフレックスだとかライカだとかいろいろなものを買ひなさいといつて広告を出しているのだけれども、これは免

法の第六条で規定してありますが、軍の責任ある官憲が証明しなければ、たゞいこれはおれのものだと言つても免できません。

○説明員(加治木俊道君) これは特例法の第六条で規定してありますが、軍の責任ある官憲が証明しなければ、たゞいこれはおれのものだと言つても免できません。

○大矢正君 どうも行政協定の解釈と申告して、それが通過されるということがあります。これが申告して、それが通過されるのが幅が広くて、今の段階では、なかなか脱税行為を抑えることは困難なよう、私、行政協定の解釈から

いつて考えられるし、また、あなたの答弁からいわれても、そういうように思つてですが、この納税義務者の規定は、これを譲り受けた者が納税をしなければならないといふ立場ではなくて、合衆国軍隊及びその構成員、家族等が譲り渡す場合には、その譲り渡す者が納税義務を負うというような規定は、これはできないものなのかなどうか、その点の解釈をちょっとお尋ねしておきます。

○説明員(加治木俊道君) 実は行政協定の運用上、委員会がござりますけれども、そこで合意をした条件に従つてならばゆるやかにいたしてよろしいと規定があるのですから、証明書を提示して、今まで品物が税関を通過するときには、これは合衆国軍隊に使用されるものは、これはまあ法律の中でも明記されています。今言つた形で免税をされることは、今まで品物が税関を通過するときには、これは合衆国軍隊に使用されるものは、これはまあ法律の中でも明記されれておるのでですから、証明書を提示してそこで免税をされることになつておられますよ、こういうことで募集までいる、公然とやつているのだね。私は

アメリカの軍隊が今日駐留するその構成員の便に供するためには、税関を通過するときにはどういう形で通過を申告に基いて通過をしていくのか、あ

ということであるならば、当初入れた人からとるべきであると、こう思うの

していません。現在のところは、この程度の規定になつております。
○大矢正君 あなたの言うところは、議論としてはあるかもしれませんが、しかし、普通一般の輸入と違つて、

これは税関は無条件で通つてくるわけですからね。普通一般的の場合には、税関を通つてきますから、密輸でない限りにおいては、この問題は全部抑えいくわけでしょう。しかし、ところが全部税関を通関して、もう一つの税関というのは、これは今の場合の法律の中身においては考えられないことでありますから、その点においては、再度それじゃ税関を通してやるというような、再度、物を譲り渡す場合には税関を通すのだということをやることができないのかどうか。たとえば、もう合衆国の軍隊の家族、構成員やその他が使っている間は、保税地域に入っていると同様の解釈のもとに、それが譲渡される場合には、今までそれを税関を通さなければ譲り渡すことなどができないという規定があるはずでしょう。——ありますね。そうすると、それがありとすれば、私は、ここで考えられることは、そういうような場合には、かりに譲り受ける者がその税金を払うということではなくて、そもそも当然税関を通じて関税を払わなきやならない立場の者が、その家族及び米軍それ自体が使うという前提で、それが免稅されているのでありますから、私はその際、それが他に転売されることは、本質としては、これはあるべきことじやない、家族及び構

成員が使うものなんですか。だとすれば、その人間をその納税の義務者としたところで、特段問題は起きてこないというふうに私は考えるのですが、私の考え方がしらうとの考え方で、あなた

おります。その合意した方法は、先ほど申し上げました通り、現在のような状況になつておるのでござります。

一個はおかしい、二年に一個ぐらいにしてるというようなことになりますと、これは向うに実際上納得してもらえない限りは、できないのであります。しかし、これは、お互いに良識の

量ですと、おそらく隼人漁場で家族まで全部含めますと十万千りになると思うのであります。正確な数字はわかりませんが。そうしますと大体まあ一年に一つ以下の状況でございますね。カ

におわかりいただけるかどうかわかりませんが、どうもそう解釈できるのじゃないかという気がするのですが。
○説明員(加治木俊道君) おっしゃる通り、現在は特例法によつて車両税
属、軍用の場合も同様でございますが、これを国内に輸送する場合には、
輸入とみなされて、再度、税関へ一定

軍と話し合うことができないという解釈でいいのですか。たとえば数量が非常に多い、これはどうも軍属やその構成員等の使用する部分以上に上回って輸入されておるという面があるということについて、日本の政府当局としては、それはいま少し減らすべきだとい

あるものとの間の話し合いで、あれば、そこには、おのずからの基準というものが考えられてよろしいのでありますけれども、あくまでもこれはお互の話し合い、しかも、事実上の、何と申しますか、話し合い――協定によるとか、あるいは法律によるものではないことになりますので、実際その話し合

の手続をとるということになつておるのでござります。そういう法制といいますか、法クションを作つておる。従つて、当然税関へ手続をするよ

行政協定の解釈その他からいって、米軍と話しあうことができないといふ解釈でいいのですか。たとえば数量が非常に多い、これはどうも軍属やその構成員等の使用する部分以上に上回つて輸入されておるという面があるという点について、日本の政府当局としては、それはいま少し減らすべきだということで、税関を通じて、その減らすことについての、免稅をする内容を規制することはできないのかどうか、これははつきり伺つておかなればいか

あるものとの間の話し合いであります
そこには、おのづから基準というものが考えられてよろしいのであります
けれども、あくまでもこれはお互の話し合い、しかも、事実上の、何と申しますか、話し合い——協定によるとか、あるいは法律によるものではないことになりますので、實際その話し合いそのものにおけるわが方の立場は弱まらざるを得ないというのが、現在の状況でございます。

先ほど局長から答弁いたしました通りでございまして、われわれとしては、できるだけ努力いたしております。また、そういう意味で、事実上、話し合うと

段方法で自爾を求めておられるかといふことを私は伺いたい。たとえば抽象的に今御答弁になつたようなお言葉で自爾を求めておられるというのか、そ

しないということではございません、
ただし、税金をとる規定になつておれば、
ませんので、税金は、譲り受けの側によ
らるようになつております。世界多
國で、米国との間、あるは同種事項と

いうことは別に問題がないわけであります。従いまして、事実上、向うが受け入れてくれるかどうかということになるわけでございます。従つて、そういう機会があるたびにこそ、わしも

れども具体的な数字を紙枕から分析して組み合せたもので、こういう不合理性がこの数字に出ておる、だから自説してもらいたい、こういう仕方なんか、その点を伺いたい。

の間でいろいろな協定がござりますが、原則として、全部積み戻し、一切国内での処分まかりならぬということもあるわけでござります。ところ

いうことは別に問題がないわけあります。従いまして、事実上、向うが受け入れてくれるかどうかということになるわけでございます。従つて、そういう機会があるたびごとに、われわれは、そういう事実上の協力関係といふところに持つていきたいと思うのであります。特に軍人軍属の用でない、どうも横流れが多いということになりま

れども具体的な数字を紙枕から分析して組み合せたもので、こういう不合理的がこの数字に出ておる、だから自説してもらいたい。こういう仕方なんか、その点を伺いたい。

が、現在の日本の行政協定では、そこまでいっておりません。それからまた、税金をとるという方法にはなつておりません。委員会で合意した方法によつて処分ができるということになつて

す」というと、八項との関係もございまして、若干、向うの協力でプレッシンジャーをかけることができると思いますが、軍人軍属の用に供するものは、たとえば一年一個が適當であるか、いや、

うに、通常の人間ならば処理しきれない、あるいは一年に三個も四個も新たに時計を買うということは考えられないのでないじゃないかというようなことで今まで参つております。今の最近の数

と、関税だけでは防護できないわけです。従って、それだけ説得も多いといふので、これは特に軍の憲兵隊に頼みまして、これはまたある意味では、いささか強きに過ぎておる点もあるのでございますが、型式が二年以上古いものでなければならぬ、あるいはすでに過去三年以内に一台といえども売った経験のあるものは売らぬない、それから自分自身で少くとも一年以上使つたものでなければならぬ、こういったような条件のもとに、向うで、軍人車両等の車の売買をとめております。

さぞようになります。しかし、軍側がそこまでやっていますから、われわれはいささか、先ほども局長から答弁がありま

したように、法律の裏づけがないけれども、強引にこれを押え込んでおるわ

けであります。たとえば、そういうものであれば、お前の方はそんなもの売

れるはずがないじゃないか、どうも違

うであります。たとえば通関証明書を

出さないというような方法で押えてお

りますが、これはむしろ強きに過ぎておるというような状況であります。向

うでもその程度の協力はいたしております。

○委員長(河野謙三君) 重ねてお尋ね

しますが、今私がお尋ねしたことは、

今御答弁のようなことを伺つておるの

じやないのです。自衛を求める場合

に、いろいろ向うの消費した数字を並

べて、向うの軍人軍属の生活状態と照

らし合せて、非常に不合理なものが出

ているでしよう。そういうものをつけ

まして、これもわれわれは苦心してお

るのであります。向うが今言つた

ような基準に合致しないものを持って

おりませんが、向うでは憲法違反だ

と言つて軍人軍属等にだいぶ言われて

いる。除隊させないとは何事だ、車が

新しいから除隊させないというのはと

ります。これは本来、さつきも局長から答弁がありましたように、関税の問

題でないわけであります。むしろ為替管理なり、貿易管理法の方でこの穴をふ

防衛庁あたりではわかつておるかもしませんが、向うの軍人軍属の月の生

活費というのは、日本の円にして一人

当り平均幾らになつておるかというこ

ともわかるでしょう。まさか月三十万

七千個入っているというような数字が

あるわけです。こういうものを、それ

ぞ個別にしても納得ができない。ま

た今委員長がおっしゃいましたよ

うのを買うのに割り出せる額というよう

のを買うのを深くし、指摘を強くいたしました。

しまして努力いたしていきたいと考え

ております。

○平林剛君 先ほど大矢委員から要求

した資料ですね。これはのものちわれ

われも検討したいと思いますから、な

るべくこまかく品目別に御提出を願い

たい。特に、自動車とか、あるいは時

計とか、カメラとか、酒、たばこ、テ

レビ、ゴルフ道具から、すべてなるべ

く品目別にわかるように出してもらい

たい。これは、そういうのを出してもら

らった方が一番わかるのだ。それから

、きのうあなたの方からは答弁をでき

なかつたのだけれども、アメリカの軍

の道義に悪い影響を及ぼしているかと

いう問題もあるわけであります。私は

白爾を求める求め方にについてはもう少

し、これは私の意見になりませれど

、やはりこの結果が得られる、こう思う

ことによって自衛を求めれば、必ず

ですか。

○政府委員(原純夫君) まことにおつ

る、いろいろ指摘をされた事項、政府当局で

ももつともな意見だと肯定をなさつて

おる。当然なことありますから、あ

なた方だけが努力してもだめなん

であります。たとえば、そういうもの

の写真機であるとか、自動車であると

か、時計であるとか、いろいろなも

う一括二括の常識はそれでなくて、一

けた達った常識はそれの数字が各品目

別に出ておると思う。こういう数字を

あなたの方でつけて自衛を要望する

ということになれば、あれだけ合理主義

を唱えるアメリカが、この数字の前に

頭を下げると思う。この法律の条文に基いて権利があるとか義務があるとか

に税金の問題だけでなく、この物資のためにはどのくらい日本の国民に犯罪

者がきておるか、どのくらいの国民の道義に悪い影響を及ぼしているかと

いう問題でなくて、そういう数字をつけることによって交渉すれば、この問題はある程度片づく。この問題は、單

に税金の問題だけではなくて、この物資のためにはどのくらい日本の国民に犯罪

者がきておるか、どのくらいの国民の道義に悪い影響を及ぼしているかと

いう問題である。かりにこれを二割の税金とすると、一人当たり五百五十万とい

うことになるわけです。一年に。そういう

ことになるわけです。そこで、そういう

ことによるべきです。そういう非常識なものは出

てこないと同時に、あなたの方でなく

いらっしゃる方であります。むしろ為替

管理なり、貿易管理法の方でこの穴をふ

れませんが、向うの軍人軍属の月の生

活費というのは、日本の円にして一人

当り平均幾らになつておるかといふ

ところについて、非常に正確に申し上げ

ます。

○平林剛君 それから今各委員からい

る、具体的にこれは日本とアメリカとの話

し合う場所があるわけですから、そこ

で必ず問題にして、自衛を求めるとい

う。これをさらに物資別に見ると、今

万、十三万なり十四万の消費をしてお

ることになるのです。今の五万という人

間で百五十億といふものを割つてみる

と。これをさらに物資別に見ると、今

万、十五万なり十四万の消費をしてお

ることになるのです。今の大矢委員からい

る、今約束東がこの際できれば議事

進行上大へん都合がよろしい。とつて

いたくことを一つお約束を願いたい

のです。

○政府委員(原純夫君) これは御承知

のよう外務省を通じました交渉でございますから、私がここで政府

側として最終的な御答弁を申し上げる

ということはむずかしくござります

が、大蔵省として外務省に申し入れを

して、そういう筋に乗つけるといふこ

とをいたすことは、先ほど来そういうこ

ますから、そのことについては弊成をいたします。しかしこの審議において各委員から指摘をされたように衆議院本部の構成員の用に供するため免税で輸入される物品については、やはり行政協定の趣旨をこえて乱用しているものについては、自肅もしくはこれを阻止するための努力を政府当局は行なべきだということを強調いたしておきます。日本国としてアメリカが行政協定に基いて手続があるものについて極端な干涉をすることは困難かもしれません、しかし初めから転売を目的にするものであるとか、あるいは構成員と数量とを比較いたしまして消費をこえて転売をせざるを得ないようなことになる品目に対しては、当然アメリカ側に自肅を求める措置は必要なことになります。またアメリカの生活水準をこえるような品物であるとか、まあこういう点については日本国としてはやはり言うべきことは言つてもらいたい。特に私はアメリカの品物以外でドイツとかイギリスとかの諸外国の品物について、このことに名をかりて免稅をしてしまうというようなことは、どうも検討を要する。日本人でもアメリカの力、力を持ちたがつたり、ドイツの機械をほしがつたりすることはありますけれども、しかしながらべくならばアメリカの品物についてお使い下さい、輸入をしていただきたい、そうでないものはなるべく日本の品物を御利用下さい。くらいのことは言うのがほんとうの日米親善外交ということにも通ずるのじゃないだろか、こう思ひますので、そのことについて政府は十分配慮をしていただきたい。右のようなことにつきまして早急にアメリカ側とも話

にかえておきます。
○委員長(河野謙三君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言もないようでありますから、討論は終局と認め、これより採決に入ります。
日本國とアメリカ合衆國との間の全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を開題供します。本案に賛成の方は御拳手を願います。

○委員長(河野謙三君) 金会一致であります。よつて本案は、可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等は先例によりります。員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないであります。よつてさよう決しました。それから委員会の報告書には多数意見者の署名をすることになつておりますので、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多數意見者署名

木内	四郎	西川甚五郎
平林	剛	天坊裕彦
青木	一男	左藤義詮
木暮武太夫		塩見俊二
土田国太郎		廣瀬久忠
山本	米治	大矢
		正

についてでなく、旧法について、実際に施行されている法律について質問したいと思うのですが、その法律の中に現われております開港を取り消す場合の条件であります、金額においては一年を通じて五千万円、それから外國貿易船の入港隻数についてはその合計が二十五隻という基準がありますが、五千万円の金額的な基準と二十五隻の入港出港の隻数の基準といふのは、この法律が作られたときには、どういう考え方もとに作られたのか、それについてのお答えをいただきたいと思います。

○説明員(加治木俊道君) 二十五隻といふのは、大体出入り二十五隻でございますので、従つて片道十二隻半ということになります。大休月に一隻は入る程度の貿易実績であることが望ましいというのがおおよその目安でござります。

それから五千万円という数字は現在ならばやや低きに失するかと思うのでございますが、當時としては、通常の神戸、横浜等の大きな港では、五千万円というような数字は、これを二十五隻で割りますとごくわずかの数字になりますが、小さい港ですと一部ずつを積みおろしていく場合が多いわけでござります。これは的確な数字が火は把握されておりません。全体を単純に平均で出しておりますので出ておりませんが、大体その程度ならば適當な数字じゃないか、この点は全く腰だめでございまして、十分な科学的根拠はございません。

○大矢正君 あなたの今言われた言葉の中には、多分に新しい法律を前提としたような御発言があつたが、それは

二十五隻と五千万円という金額は、非常に密接不可分な関係があるような御答弁ですが、今施行されておる法律においては、この二つは必ずしも関連をもつたものじゃないですね。結局はどちらか一つの条件に引っかかった場合には開港の取り消しを受けるというのであって、それは何も両方の条件が密接不可分ではないという現行法の建前からいくと、あるいは二十五隻、五千万円というのは、非常に関係があるような発言があるので、どうもあなたは新しく改正する法律の趣旨を私に答弁として述べておるよう思うのですが、その点はどうですか。

○大矢正君 そうすると最初から、関税法ができた当時から二十五隻と五千万円というのは関係があつたというようになります。
○説明員(加治木俊道君) われわれは実はそのように解釈いたしております。
○大矢正君 それじゃ當時法律を制定するときに、なぜ二十五隻と五千万円と同時に二つの条件を満さなければならぬのだというようにしなかつたのですか。
○説明員(加治木俊道君) この点は、五千万円か二十五隻か一方の条件が満たされるならば、他の条件はかりに欠缺することがあつても、ごくわずかであるうということであつたのであります。ところが現在は、実はこれは立法上の若干のミスがあつたのでありますけれども、保税運送というような方法がありまして何らの実績がなくとも五千万円という実績は維持できるというような奇妙な現象が実は現われておりますので、従つてこれでは実質的に貿易実績のある港を開港として維持するという意味合いの基準でありますながら、それがこの規定を形式的に適用したのでは、全く当初われわれが考えておつたのと違つた結果が出てくる可能性がありますので、この際両方の条件を同時に満たすということにするならば、当初の意図は達成できるのではないか、かように考えて、修正の案を提出いたしましたのであります。
○大矢正君 これは開港といいましても、必ずしも外国の貿易船が入出港をするけれども、輸出入が伴うかどうか

るで、たとえば戦前においても、かりに開港しているから輸出入の金額の数量が多額に上るということはないのであって、たとえば寄港だけを目的とした開港ということもこれは従来あることであるのですから、そういう場合、そうすると昔からそういう現実があるにもかかわらず、一つの条件に当たるにかかるといふにやつてはまればいいのだというふうにやつておりながら、今度はその両方の条件を満足しなければならないというのはおかしいじゃないかと私は思うのです。が、過去において、もうすでにあなたも御存じのように、寄港していくだけの程度の、だから実際的には入港隻数は非常に多いけれども、金額等が一つも入っていないという場合もあり得たのですから、にもかかわらず、今度はそれを二つ一べんにしなければならぬと、それなら二つ一べんにしなければならないというならば、最初からそういう矛盾があつたのでしようから、最初から法律にそうすればよかつたのぢやないかと私は解釈するのですが、どうですかね。

なになりますと、全然船の出入りもない、貨物の輸出入もないにもかかわらず開港であり得るということでは、これで何のための開港基準……と言うよりも開港閉鎖基準……裏からの基準になつております。開港であり得るということになりますと、これでは特定の港を閉ざすという道を閉ざすという道があつたわけでござります。これをやりますと非常にきつくなるわけであります。今度は保税運送の道を閉ざすということについては考えておりません。従つて船が二十隻入つてくるけれども、貨物は三千万円という場合は、あとの二千万円は保税運送の方で持つてくるということは実はあけてあるわけです。ですから、この辺はぬかつておると思いますが、今までぬかり過ぎておつたのでありますけれども、急に条件をきつくしていろいろな面もあるうから、保税運送の道は依然としてあけておいて、若干のそういう操作の基準はあけてあるわけでございます。たとえば貨物は五千万円あるというときに船は、船はちょっと一隻寄つてもらえば、直ちに二隻の実績を作ることができるわけでありますと、その辺は操作の道が全然ないようには実はいたしておりません。

お話しになつておりますような基準をお話しさないといふのは、その港のその他の経済条件ですね、あらゆるもの勘案いたしまして、これは一々法律で開港を新たにこれで指定したい、ここを指定したいと、いう案を具して国会で御審議願ういたしまして、これが指定したいと、いうことになります。そこで、この際その基準を越えればいいという機械的なものでなくして、いろいろな基準を入れて判断をして断を下すということになつております。

のであります。そうしますと税関官吏を派遣して、やはりその港ですべての手續が完了するようにいたすのであります。不開港に入る場合の手続のため、トントン当たり十八円の手数料を取られます。ですが、これが開港の場合でありますと、トントン税、特別トントン税という形で取られますので、その辺の負担も全く同じ仕組みになつておりますが、不開港はそのつと開港である、開港は常時開港であるという程度の違いであります。従いまして現実にヒンターランドのそれが発展してきて、そこで十分交易が行える、あるいはそこで貿易を行なつても十分商売になるという条件があつたならば、当然にそいつた方法によつて実績を作つていくということは可能であると思います。不開港について今まで拒否した実例は、密輸について今まで拒否した実例は、密輸といふことがあれば別ですが、全然ございません。

そういうことについては、どうもやはり納得がいかないので。私は国の予算の面において、あるいはその他の面において、かようにして開港の基準を定めたいと思います。

○説明員(加治木俊道君) 予算上の約といいますか、これは開港にいたりますと、たどり貿易実績がなくとも一定の税関事務所、これは税関ばかりでなく、港に必要な施設等に限りませんが、港に必要な施設等やらなければなりません。従つてそういうのが当然予算にはね返るというとでありますと、予算の直接の制約受けてどうしても閉鎖しなければならないということはございません。もちろん従いましてこれを閉鎖すればむが省けるということに自然なってくというだけのことです。

○大矢正君 そうすると、あなたのわゆる考え方の中で、予算にはね返というのは、たとえば一港を閉鎖することによって、多少港の大きさとか容によつて違つてきますけれども、予算にはね返る部分というのはどうい内容ですか。

○説明員(加治木俊道君) 税関の關係、港設備とか何とかいうこともございますけれども、税関の関係だけだと、そこに派遣されておる税關職の、まあ人件費ばかりでございませんから、いろいろな消耗品とか、あるいは宿舎、宿舎等の費用。こういうことになるかと思います。大体一方所四

第一は、証券投資信託の収益に対する課税方式を変えるということになります。かなり技術的になりますが、ただいまでは証券投資信託の収益は、期中分配金と期末分配金とあります。そのもとは配当がおもであります。同時に譲渡所得、値上りにより譲渡所得がある。それから第一次余裕金を運用したための利子所得というものがあるわけです。それらを、現在では、それをそのままの所得のソース別に、源泉別に、その源泉に合うような税負担をするようにいたしておりますが、現実、証券投資信託の育ち方、実情から申しますと、そこそこまかい内訳を考えずに、一本で幾らと課税する方がよろしいというふうに考えるわけであります。そこで一応これを配当所得という問題、また配当控除をどの程度に認めることにいたしまして課税をいたしましょう。ただし、まあ完全に配当所得と考えてしまうかどうかというような問題、まだ配当控除をどの程度に認められるかというような問題等について、必ずしも配当所得そのままの行き方でもいけないというので、一応配当所得にこめてそして配当控除は一割、この高額な課税所得千万円をこえる部分については五%といたします。これは通常は二割と一割でありますので、配当控除は半分であるということにいたそう。それから源泉徴収税率は通常の配当並みに一割、まあこれは措置法によつて相当高くなりますので、暫定的に来年三月三十一日までは六%ということにしたいということをございます。それらがこの法案では第九条第一項の

二号に、この配当所得の中に入れる規定が書いてございます。それから配当控除自体につきましては、十五条の六というところで配当控除の規定がありますが、そこにその分が加わる。それから最後に申しました暫定的に六名にするということは、付則の第七項というところに入つております。これがまあ第一の改正点であります。

それから初めの方のこの条文でいろいろ書いてありますところは、ただいまの関係は六名の中にもそれに関連する改正がありますが、それはまあそれに関連する整理的な改正規定であります。お参考願つてけつこうであります。

以下次に申し上げるのは、二十六条の一項と二十六条という二つの規定であります。二十六条の第一項の改正でございますが、御案内のように給与所得者が給与以外の所得が三万円以下である場合には、確定申告を要しないという規定ですが、御案内のように確定申告の規定であります。これがいろんな条件が變つてきてるので、これを五万円以下といふことにしようというのが、二十六条の一項の改正でございます。

それから第三点は、二十六条の五項というものが新たに追加される。これは読み上げます。「確定申告書を提出すべき者でその年中の総所得金額及び林所得の金額の合計額が千万円をこえるものは、命令の定めるところによつて、その年十二月三十一日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した明細書を、当該申告書に添附しなければならない」高額所得者については、確定申告書に財産、負債の明細書を添付をお願いしようという、これは新らしい規定であります。所得の正確

な計算のためいろいろな手立てを考えているわけですが、高額のものもあると、いうことではなくして、それらのものとなる財産、負債について、ある程度の明細を承知いたしたいという気持で、新たにお願いいたしたい。それが第三点でございます。

それから以下、二十六条の二、三あたりは、整理的な改正でありますて、次の項目は第三十一条の第三項、といふところをごらん願います。

三十一条と申しますのは、これは「確定申告等による還付」ということになりますが、その三項のところに、還付について、還付加算金をつける期間を修正する規定部分がございます。これは先般、実は還付の事務について、徴収事務一般につきまして、行政管理庁の調べが行わされました。その際指摘されたことでありますて、還付加算金が非常に多い、この多い理由に、仕事がおそいということもあるが、しかし制度的にどうも、政府がそれまでの義務はないのではないかと思われるような時期についても、還付加算金をつけるために重くなっている、たとえ申しますと、三十一条の三項にありますように、確定申告を出さなかつた、非常にくれて期限後申告を出してきた、その人は予定申告で予定納税額である額を納めておつたが、確定申告をした結果、もう税額はありません、予定申告は納め過ぎでしたというような場合に、一年もくれて持つてこられましても、それを全部還付加算金をつけるという制度になつてゐるわけですね。それはおかしいというので、おくれ

た期間に該当する分はつけません。同じようなことは三十二条の方に行きましたが、修正確定申告の場合、それから減額決定によつてそういう事態が起つた場合にも同様なことがあります。こちらの責任のない期間については、還付加算金の計算をいたさない、除算すると、いうこと、これが第四点であります。それから第五点として、これは昨年の改正法の付則を改めるのであります。が、共済組合年金の給付を昨年来給与所得とみなしておますが、その源泉徴収について、こまかいもの、九万円に満たないものはその必要がないといふふうにしていただきたいというのが第五点であります。概略それだけでございます。

ここで、先ほど申し上げました第二点の、三万円を五万円にいたしました点でちょっと申し落しがありましたので、つけ加えます。確定申告について、給与所得以外の所得が五万円以下ならば、確定申告を要しない、今回、その五万円以下と言いましても、同族会社等からもらう、給料のほかに、会社に不動産を貸しましたり、あるいは金を貸したりして、その利子だの、不動産所得が入るというような格好で、所得が分散されている、それも五万円までいいということになります。同一のソースからそういうような関係の人が受け取るものは、これは五万円に満たなくとも合算いたします、ということを新たに加えましたので、その点を申し加えさせていただきます。

○土田国太郎君 何条ですか。

○政府委員(原純夫君) それは二十六

項の第一号に「その他の所得の金額が五万円に満たない場合」というふうに書いてございます。今、私が最後に申上げましたのは、その一号の前の頭書書きのところで、カッコの中に「船と所得の支払を受ける者がその不動産その他の資産を当該給与所得の支払者の事業の用に供することに因りその対価の支払を受ける場合のうち命令で定める場合を除く。」というのが、最後に申上げた分であります。

これで所得税法関係での要点の御説明は終ります。

次に、法人税法の改正案につきまして申し上げます。

ここでは改正の要点は四点であります。

初めの方の九条の六のところは、先ほど申し上げました証券投資信託の改正、これが法人の場合でも、例の配当益金不算入というような関係がありますので、その関係の規定が調整される。事柄の内容は先ほど申し上げました通りであります。

次が十七条、税率であります。これは要綱ですでに御存じの通り二%下げ正る、それから軽減税率の適用の幅を五万円から二百万円にするというのが入っておりますが、さらに清算所得の税率につきましても、ごらんの通り二%ずつ下げております。

これが十七条、税率の改正であります。

次は十八条、二十一条というところに、申告の規定がありますが、この申告期限につきまして、十八条の第一項をこちら願ひますと、「災害その他やむを得ない事由により決算が確定しま

◎ 本刊所用之圖文，除註明外，均為本社攝影或編輯部提供。

ますのを、改正いたしまして、「政府の承認を受け、その決算の提出期限の延期をいたします場合に、これを提出することができる」というふうに、災害等による確定申告書に、「決算確定の日から二十日以内」というのを政府の「指定した日」というふうに改めたいと思います。これは、「決算確定の日から」といいますと、そういう場合に、会社が決算を確定しなければいつまでも確定申告を出す義務がないというようなことになつて、実際上はなはだ困る事態が起るわけであります。そういう意味では、若干、現行法が考えが足りなかつたと思われますので、そこを整備いたしたいということであります。

それから第三点は、先ほど所得税について申しました還付加算金の計算をする期間について、どうもこういう期間まで加算金をつけなければならぬ、利息をつけて返さなければならぬといふ理由はないのではないかというので、期間をはすすというのが、二十六条の八、三十三条の二というようなところに、先ほどの所得税法の場合と対応する規定が入っております。

それから証券投資信託の関係で各所に調整が入ります。大体大きな改正は、そういうことでござります。

それから、第三に相続税法につきましては、いわば、今回かなりに根本的な再検討を行なつたわけであります。その結論として、すでに申し上げたことと思いま

果、やはり現行の遺産取得税体系といふものは捨てられないだろう。しかし現行の税法では、遺産がどういう人に、またどういう多数の人に分割されるか、あるいは少数の人に分割されるか、分割の度合によって税負担が、ほんとうに、一けた違うというところに多くなったりということになり得る。ようなくなりますので、そういう現行法では、小さな低い財産階層の場合、かえって負担が実際上重くなるということもございます。それらを考えて、そういう階層の負担を大幅に軽減したらどうかというような、この二つのアイデアで改正案を組んだわけあります。

そこでこの法案について申し上げますと、初めの方は、若干仕組みが變りましたから、たとえば一条自体から變っております。ある人が死亡して相続が起るという場合に、相続人が相続いたしますものと、それから遺贈によつて遺贈を受ける人とは、現行法においては、前者は相続税、後者は贈与税を納めるということになつてゐるわけであります。今回は、それを全部相続税といふことに改めるというようなことから、一條、二条というようなのが變つておりますが、これらは、そういう体系の整備に伴う、いわば調整と、いうようなことがありますから、ずっと最初の総則のところは、そういう意味で省略させていただきます。

万円、百五十万円で三百万、これまで遺産総額が三百万元以下なら、それでは法定相続人が五人あれば、これはもう全然相続税額は総額がないわけですから、ゼロになってしまふ。だから二百五十五万円ですが、実際はあなたはほんとうに相続したのかどうかということを聞いたのですために、たとえば農家のように、実際は長男が相続しているという場合に、正直なうちだと、いや、あれは兄さんですと言えども、もう兄さん一人五十万円しか控除を受けられない。ところが税務署にはもうシラを切つて、五人が全部相続したと言えども、共有であると言えども、それで通るということになれば、五人いると二百五十五万まで非課税になつてしまふということになるのですが、今度はそういうがんばつたり、税務官吏がこづくいうたり間わないだりで、変つてはいかぬから、もうこれは客観的にびちつといこう、遺産額から今のようないきのないものを控除する。控除額も実際問題として、現に控除されている平均額は百三十万円あまりですから、一つの相続について、そういう五十万円を何つか寄せていったものの平均が、百三、四十万円ということになつておりますから、これが三百万元程度ある、相當ふえます。これが第一であります。

額をみて、それから控除分を除いて、その残りを今度は、一本として税率合いで連れてきても、現在の法律ではいいことになつてゐるのですが、そんたかしその場合に五十人も六十人も知りませんと、やはり法定相続人の数で分けます。法定相続人が法定相続分に従つて分けるという仮定をして、そういうふうに分けたとして、それぞれの取得分をまず出す。その取得分は、比率は從来の税率よりも、今申したよに下の方が軽くなつてゐるということです。そうしますと、實際の取得は、とにかくとして、法定相続分での税額が一人々々出て参ります。それを合計する。それが相続税の總額だということです。そこで納めていただくということにしなればおかしいわけですから、その總額を今度は實際に取得した財産によつては、それをどう分けるかが、現行法では五十分までは接分するというの、十七条、十八条に出で参ります。

贈与税のようなものですから、控除額は贈与税の基礎控除、ただいま十万円を今度二十万円に改めようとしたとしておりますが、そういう人は二十万の控除数が多くて控除額が多すぎる場合には、按分で圧縮するという規定が二項に入っておりますが、細かくなりますから省略いたします。

十八条にいきまして、十八条は、そうやつて各人が実際に取得した財産から五十万なり二十万なりを引いた残り、その残りで先ほど申し上げた總税額を按分しますというのが十八条に出でるわけであります。十八条の二といふところで、相続人が取得する場合はそれだけでいいけれども、それ以外の人が取得する場合においては、税額を二割増しした額にいたします。これは親等をこえて、子供をこえて孫にやつてしまふというようなこと、悪いとはいえないのですけれども、贈与税の負担から見ますと、一世代から世代へ移るという前提で多くの場合の負担は考えられておるわけで、そういうようなことがありましたり、また他の人が、相続人でない人、血縁関係のうすい人が受け取る場合は、だんだんさつき申しました、何と申しますか、取得の事情といいますか、昔から親等の差によって税率に差をつけるという考え方方が各回にもあります。そういうような考え方を入れまして、親等の遠い人、一親等の血族以外の人、配偶者以外の人については二割増しをするといふ規定を新たに入れるということにいたしております。これが一番中心的な規定であります。

前に戻りまして、十二条の非課税財産のところでつけ加えて申し上げることと/or>は、退職給与、退職手当について、五十五万円まで控除されなっております。現在は退職手当については五十万円までトータルで控除される。相続人が何人おっても五十万円だ。生命保険の方は受け取る方一人当たり五十万円まで控除するということになつております。どうもその辺がバラнесスがそれない。退職手当の本質を考えて、相続人の数、相続人一人当たり五十万円までよろしいという考え方で、相当大きくこれをゆるめております。

それからあと第十九条は、相続開始前の、「亡くなる直前の贈与、これは贈与税といふものは相続税の補完税でありますから、一生の贈与を相続の際に相続財産と合算して、贈与財産を合わして積算する」というのが、一番そういう意味では理屈的な税制であり、シヤウブもそれを一時とったわけではありませんが、それはとてもできない。さらにまた相続開始前二年以内の贈与は相続財産に合算して相続税をかけるということにいたしておりますのを、他の贈与税における改正とも照應して、三年以内のものはまとめようというのが十九条の改正であります。

それから十九条の二、配偶者控除、十九条の三、未成年者控除、これでかなり変わった規定が入っております。配偶者控除につきましては、現在は配偶者の取得する財産につきまして財産価額で半分を控除するということになりますが、この改正案におきましては、ただいま申しましたようなやり方で配偶者が取得する財産が幾ら、そ

の税額の三分の一を控除しようというふうに改めたい。なお配偶者が一億円についての税額を全部控除する必要があるかどうかと、いうことを考えて、それには頭を打つ。頭を打つのは、相続財産として三千万程度のところまでは控除するという意味で頭を打つといふ、二点の改正が入っております。かなりに配偶者控除は、かなりというよりも非常に現在の輕減度合いよりも減ります。客觀的に申しまして、現在、半分財産価額を控除になつておる利益と、今度の税額で三分の一控除の利益とは、約、倍半分、つまり半分程度になるというふうに御承知いただきたいと思います。これはいろいろ配偶者控除の本質を考えたり、それから次にくる相続の時期というようなものも考えたりしまして、こういうふうなことにいたしたいと思つたわけであります。未成年者控除は、現在相続人が十八年に満たない場合、その満たない年数に二万円をかけて、その額を財産価額から控除しますが、改正では、満たない年に一万円を税額から控除するというふうにして、非常に高額な相続をする人は若干不利になる。しかし大ていの人は現在よりも有利になるというふうにいたしてあります。

たということ、下の方は軽くなっています。三年以内に同一人から贈与があった場合には、その三年間の贈与を一緒にして、それに控除、その場合の控除は一年十万円、一年について十万円ずつの控除をして、その残りは一体としてこの税率を適用して精算するという規定を新たに設けるということにいたしております。これらの改正の考え方は、細かいものは追わない。十万を二十万に基準控除は上げる。しかし贈与税はやはり相続税の補完税としてなるべく厳密な対応関係をもたせたいということから、ある程度何人にも分散するといふことを、それから時間的に毎年毎年分断する、その両面に問題があるわけであります。何人にもといふことは、なかなかそうはいしましても、赤の他人にやつてしまふということはないかなないので、法定相続人あるいは親族といふものであろう、それについてしまふといふのが設けてあるわけであります。そして税率が、先ほど申した場合は、三年間分ずつはこれは一緒にしますといふのが設けてあるわけであります。そして税率が、先ほど申したように、下が若干軽くなるが、上に若干重くなるというような点は、これは通常の生前の財産分断というようなことがどんな格好で行われるだろうか、極端にやれば、ずい分分離されるわけですけれども、一応こんな程度というような類型を考えまして、そういう類型においても相続税負担とバランスがとれるようなどうなということを考えたわけ

から、省略いたしまして、もしなお詳しく述べであります。非常に技術的でありますから、ございます。申告規定等にも若干の改正はございますが、実体論としてはもう少しがほんどあります。あと手続料などところで申し上げたいのは、三十九条に延納の規定がございますが、現在税額が五万円以上でありますと、五年の分納ということは権利のようになります。これはあまりひどいじやないか、やつぱり五年延納には十五万円なくちやいかぬ。つまり現在は年一万円ずつ納めればいいというようなことになつてしているのですが、せめて三万円くらいまでは納めてもらつていいのじやないかということが三十八条に入つております。

それから五十二条のところで利子税、立木についての相続税の利子税の一錢五厘にするという規定が入つております。

なお条文は各章に分りますが、いろいろな配偶者控除、未成年者控除等について、現行法は、申告書の提出がないと、それはだめですよ、というようなことをいつておるので、相続税の場合は少しあこぎではないか、申告書がなくて、あとで出そうというときに認めることにしております。本体それだけであります。これが適用されることは少しあこぎではないか、申告書がなくて、あとで出そうというときに認めることにしております。資料をもって申し上げる。またこの関係は資料がおわりになると思うので、別に作つて別途提出をいたしておるよりもでございます。

いて適用したいということになつてお
ります。

次は酒税法であります。

酒税法は簡単でありますて、第二十二条の税率、これはもうごらんになつてそのままありますから、省略いたします。

それから特殊用途酒類については別途特別措置法で規定されておりますが、そちらの方で措置をする。特殊用途酒類の方は税率を下げるといふことでございます。これはだんだん正當化するにつれて一本税率にするといふ既定の方針を続けるというためでございます。

第四十一条の二」というところに貯蓄
控除が出ております。新しく節を設けられ
まして、そして二から六まで五ヵ条に
わたっております。第一が用語の意義、
そしてここに貯蓄控除を受けられ
る預金その他の条件が、一号、二号、
三号、四号、五号ということで入って
おります。これが実質的には一番専介で
ないといいますか、問題のところであり
ますが、一号は、この預貯金が自己名
義でなければならぬ。二号は毎月引き
続いて一定額を積んでいく。六ヵ月以
上その積み立てをやらなければならぬと
いということ、特別の場合には例外を
認めるということが書いてあります。四号は、
三号は、その貯蓄が平均二ヵ年間以上
貯蓄になるものでなければならぬと
いうのが書いてござります。四号は、

禁止ではありませんので、解除いたしま
すと控除した税額を取り戻される

四条、開墾地等の農業所得の免税、これを期限を延ばす。三十六年三月三十日まで延ばす。

二十五条、土地改良事業施行地の後
作所得の免稅、これもそれぞれ若干手
を加えておりますが、あまりに大きな
点はございませんから、後ほどまた必

要に応じて申し上げることにいたしました。
す。
それから貯蓄のところを飛びまして、四十四条以下に特別償却その他の
法人税関係の改正があります。

新設の条文であります。新技術企業化
それから四十四条の二というのは、
こういうふうに改めます。

三十八年三月三十一日までの間、五年間ということにして、企業合理化促進法に規定を設けて、新しい技用機械設備等の特別償却、期限は昭和三十八年三月三十一日までの間、五年間ということにして、企業合理化促進法に規定を設けて、新しい技

徳が成功した、しかし企業化についてどうも足が進まないというときに、この刺激をつけようという意味で、企業合理化促進法の方で、通産大臣、大蔵

大臣と御相談して、これは新技術の企業化であるという判断をされますと、その判定に基いて、取得した機械設備等につきましては専利権等を認めよう

等に「さもしない特別償却を設立する」という規定であります。その特別償却は初年度二分の一できるという、ま
あ、かなり強い特別償却であります。

それから四十五条、これは期限の延長で、協同事業用機械等の特別償却、それから次の新築貸家住宅の割増償

却、海外支店用設備等の特別償却、これらはいずれも期限の延長であります

す。延長の年限はそれぞれその性質に応じて定めたつもりでございます。

の通行税の削減をもう一年続けるということに相なっております。

るはございません。
大へんかけ足でございましたので、
十分かと思いますが、これで終り
す。

○委員長(河野謙三君) 以上、五つ
法案に対する質疑は、都合により後
に譲ります。

○平林剛君 いろいろ勉強いたしま
すが、とりあえず、所得稅法の
改正を正する法律案に關しては、証券
社別クローズ型、オープン型それぞ
れ存立元本、設定額、償還額、解約額

改正する法律案に関しては、今回の改

正案による法人企業と個人事業との負担の比較、それからでさえれば、社
黨の修正案が提出をされておるから
社会黨の修正案による法人企業と個
人事業との負担の比較

企業との取引比率の比較はどうなるか
これがわかるような資料をお願いし
い。それから会社別、資本金別法人
所得区分、これは從来税制調査会に

きましても御提出になつたかと思ひますが、これを一つ知らして下さい。この次は簡単な資料ですが、改正案になりますが、去つてお仕事案がどう變

法人の実効税率はどう變化していくか、法人の実効税率の変化につきましてわかる資料をお願いをいたいと思います。あとはまた勉強

たしましてお願いいたします。
○委員長(河野謙三君) ほかにありますか。

本日はこれにて散会いたします。
なお次会は二十四日月曜日午後二時

といたします。

午後四時五分散會

三月十九日本委員会に左の案件を付託
され。

る請願(第一二一三号)(第一一八二号)(第一一八三号)(第一一〇二号)(第二二一七号)(第一二三三号)

生命保険料控除額引上げに関する請願者
(二通) 請願者 北海道稚内市山下通八丁目 富田敬政外十三
紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第一一二三等と同じである。

種代高次外十一名
紹介議員 萩米地英俊君

第一二三号 昭和三十三年三月八日

第一二〇一號 昭和三十三年三月十
二日受理

生命保険料控除額引上げに関する請願
請願者 北海道網走市南四条東
二二一四三五八四

生命保険料控除額引上げに関する請願者
請願者 北海道浦河郡浦河町旭
町浦河簡易保険加入者の会内 穴水順平外十

紹介議員 千葉 信君

紹介議員 西田信一君
この請願の趣旨は、第一一二三
しである。

貯蓄の増進は国家の重要な問題であるが、現行の所得控除のうち生命保険料の控除額は低きにすぎないから、これを最低四方円以上に引き上げられたいとの請願。

第二二二七号 昭和三十三年三月十二日受付
生命保険料控除額引上げに関する請願
(三通)

第一二八二号 昭和三十三年三月十二日
命保険料控除額引上げに関する請願
一日受理
（通）

北海道空知郡浦河町
明四三五滝川簡易保険
加入者の会内 照本市
藤外二十名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第一二八三号 昭和三十三年三月十

昭和三十三年三月二十八日発行